

R5-6シーズン**遊漁者による船舶を用いたビワマス釣りの
承認制について
(プレジャーボート使用者用手順概要)**

琵琶湖で船舶を用いたビワマス釣り（トローリング・ジギング等）を行う遊漁者の方は、琵琶湖海区漁業調整委員会の承認が必要です。

■ 承認制の目的

琵琶湖では、ビワマスを目的とした遊漁者が増加していることから、平成 25 年 12 月から承認制を導入しています。

この承認制は、現在のビワマス資源を維持すること等を目的としているとともに、ビワマスを利用する漁業と利用調整を図るうえで大切な仕組みとなっています。

皆さんの御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

! 申請が **1,900 件に達した日**に受付を終了します。

! 受付期間前の申請は受理しません。11月1日に受付を開始します。
10月31日以前に到着したものは受け付けずに返送します。

■ 承認期間および承認数など**プレジャーボート使用者***

遊漁期間：令和5年12月1日～令和6年6月30日

承認数：1,900件（申請が1,900件に達した日で受付を終了（消印有効）。）

釣法の限定：竿を使用しない引縄釣の禁止

使用できる釣針の個数と種類：竿1本につき1個（シングルフックのみ）

同時に使用できる竿の本数：承認1件当たり2本以内

保持（キープ）および持ち帰ることができるビワマスの数：承認1件につき1日
当たり5尾まで

※プレジャーボート使用者とは、自己が使用権限を持つ船舶、または使用権限を持つ他人から使用を認められた船舶を使用する者、およびその同乗者。

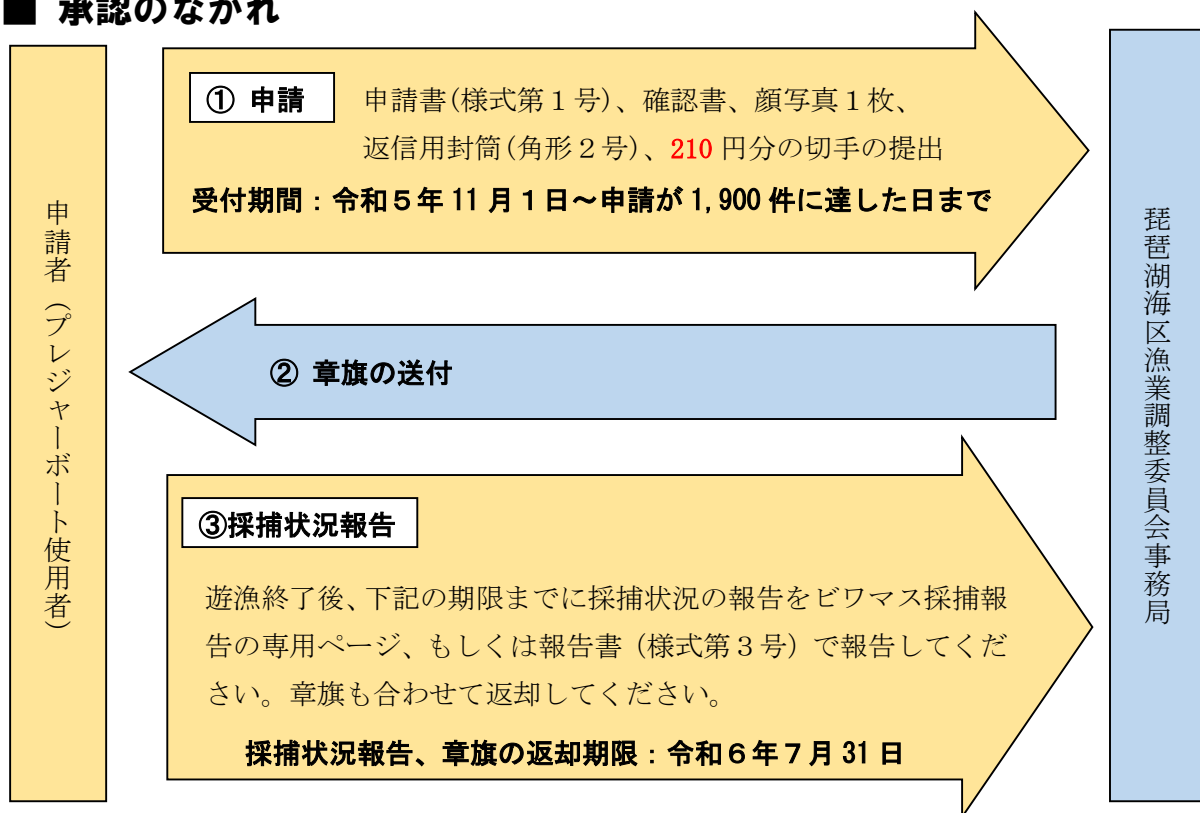
（例）自身の船、友人の船、レンタルボートを使用する者など。

■ 申請受付期間

令和5年11月1日（水）から申請が1,900件に達した日まで
 （郵送の場合は消印有効。持参の場合は17時00分必着）
 （1,900件を超えなかった場合は令和6年5月31日まで）

- ・ 受付期間前の申請は受理しません。
- ・ 10月31日以前に事務局に到着したものについては、申請書に同封の返信用封筒を使用してお返ししますので、申請期間は必ず守ってください。
- ・ 締め切りを過ぎた申請は受付できませんので、申請者の責任において受付期間内に全ての書類（3ページ目、ア～オ）を提出してください。
- ・ 申請が1,500件に達した日から、直近の申請件数の状況をHP上でお知らせします。

■ 承認のながれ



■ 申請・承認の手続き

1. 申請に必要な書類

承認を得ようとする者（以下、申請者）は、申請受付期間内に下記の**全ての**提出書類（**3ページ目、ア～オ**）を琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（以下、事務局）へ提出してください。受付期間前および締め切りを過ぎた申請は受理できません。申請にかかる費用は申請者の負担となります。

なお、切手の超過額や提出物以外に送付された物は、原則、返却いたしませんので御注意願います。

また、郵便料金不足で提出書類が事務局に配達された場合には受け取らず、郵便局へ送り返しますので御注意願います。

ア 申請書（様式第1号：6ページ目に記載）

※ プレジャーボート使用者は引縄釣等を行う者ごとに申請が必要です。

※ 承認を受けた遊漁船業者の船（ガイド船）のみを利用する場合、申請は不要です。

イ 確認書（7ページ目に掲載）

ウ 顔写真1枚

※ 縦45mm×横35mm、申請者本人のみを写したもの、正面・無帽・無背景であること、鮮明であるもの、6か月以内に撮影したもの

※ 写真の裏面に申請者の名前を記載する

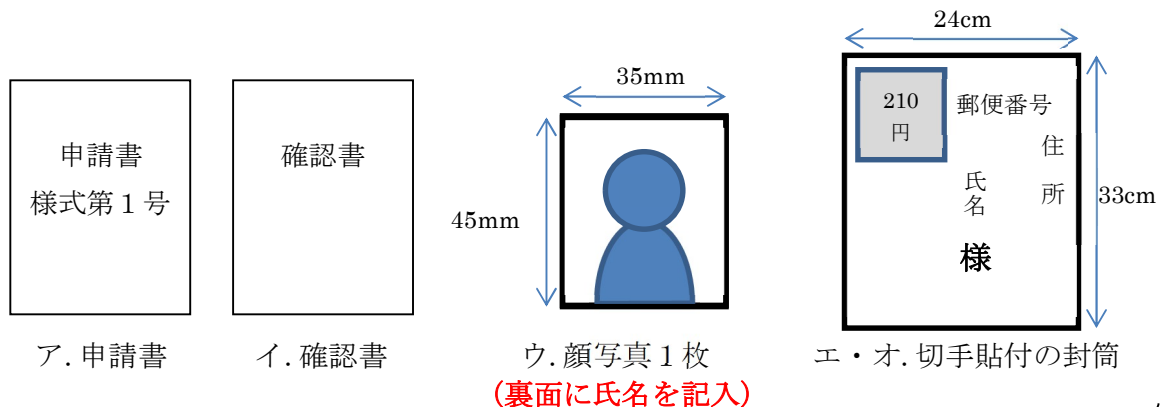
エ 返信用封筒（角形2号、縦33cm×横24cm）

※ 申請者の宛名宛先を記載する

オ 210円分の切手

※ 返信用封筒に貼付しておく

※ 2人分、3人分をまとめて送付希望される場合は390円分の切手が必要



これらを封筒に入れて、事務局へ提出

顔写真は事務局が保管し、現場等で承認者の本人確認のために使用し、その他の用途に用いることはありません。

提出先 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（滋賀県庁水産課内）
問い合わせ 電話：077-528-3872

2. 承認審査

事務局が承認基準に沿って審査して承認者を決定します。承認基準に満たない者の承認はできません。また、申請受付期間以降に届いた申請書や受付期間内に全ての書類（ア～オ）が整わなかった申請書は承認審査の対象とはなりません。

承認基準[プレジャーボート使用者]

申請時において次のいずれの条件も満たすものとします。

- ① 漁業に関する法令※の違反が確認されていない者
- ② 令和2年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第9号、第10号および令和4年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号に従わなかったことが確認されていない者
- ③ 前年に承認を受けた者のうち章旗および採捕状況報告書を期限内に提出した者もしくは前年に未承認であった者
- ④ 外国人漁業の規制に関する法律第3条に定める者に該当しない者

※ 漁業に関する法令とは、漁業関係の法律、規則を指す

3. 承認者への承認結果の通知と章旗の送付

承認された場合には、提出いただいた返信用封筒（210円分の切手を貼付したもの）に、審査結果と併せて章旗、その他案内を送付します。なお、章旗が承認の証となりますので紛失等されないよう十分御注意ください。

受付開始時や申請期限直前は申請が集中するため、承認発送作業に時間がかかる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

4. 採捕状況報告

承認者は遊漁の終了後、以下①、②のいずれかの方法により採捕状況を報告してください。

① **ビワマス遊漁採捕報告の専用ページ**を利用した採捕状況報告

※R5-6シーズンから専用ページを開設します。承認者には専用ページのURL、ログインID、パスワードをお知らせします。専用ページでの採捕報告は釣行毎に可能です。積極的に御利用いただき迅速な採捕状況の把握に御協力ください。

② 採捕状況報告書（様式第3号）への記入、郵送

上記①の場合は章旗のみを、②の場合は報告書と章旗を事務局に送付してください。

報告・返却期限：令和6年7月31日まで（郵送の場合は当日消印有効）

報告期限までに報告・返却がなかった方は、R6-7シーズンの承認を行いません。必ず期限までに報告・返却をお願い致します。

■ 承認者が守るべきルール

- ・令和6年7月1日以降はプレジャーボートでの引縄釣等を行わない。
- ・釣行中は必ず船舶に章旗を掲げる。
- ・竿を使用しない引縄釣は行わない。
- ・竿数は1承認当たり2本以内とする。
- ・釣針の数は竿1本につき1個（シングルフック）。
- ・全長30cm以下のビワマスは採捕しない。
- ・保持（キープ）および持ち帰るビワマスは1承認1日あたり5尾以内とする。
- ・漁労中の他船から1kmの範囲内および敷設された漁具から300mの範囲内で引縄釣等を行わない。

■ 漁具被害の防止

刺網などの漁具に、ビワマス釣りの仕掛けが引っ掛かり漁具が破損する被害が報告されています。この承認制度は漁業との調整の上で成り立っています。漁具の近くでは引縄釣等を行わないでください。

万が一、漁具に仕掛けを引っ掛けてしまった場合に備え、ダウンリガーに承認番号を記載しておくなど、トラブル解決が図れるよう協力をお願いします。現に引っ掛けた場合は無理に引っ張らずに仕掛けを切り、引っ掛けた日時、場所、その他の状況を滋賀県水産課（077-528-3872）に連絡してください（平日8:30-17:15）。

■ 他人名義の使用、承認証および章旗の貸借の禁止

他人名義での申請はできませんので、必ず採捕をされる本人が申請してください。また、章旗は他人へ貸与することはできません。

他人名義での申請や章旗の貸借を確認した場合は、承認を取り消すことがあります。

また、章旗の貸借が確認された場合、確認した次のシーズンの承認を行わない場合がありますので、くれぐれも他人名義での申請や章旗の貸借をしないでください。

■ 章旗（承認旗）の取扱いについて

採捕行為中は使用船舶に章旗を掲揚することと委員会指示で定められていますので、**必ず掲揚してください。**

○釣行時は**人数分の章旗をよく見える所に掲揚してください。**

○委員会指示に従わない場合は、**承認の取消しまたは次回の承認をしない措置をとることがあります。**

○章旗を紛失される方が多いので、取扱いには十分注意してください。

章旗は使い捨てではなく、再利用をしています。次年度以降、他の方が利用されます。ご自分で付けられた紐などを外し、清掃した後に返却いただくよう御協力をお願いします。

申請受付開始は11月1日
10月31日以前に到着した場合は受理しません

様式第1号（プレジャーボート使用者用）

プレジャーボート使用者

引縄釣等承認申請書
（プレジャーボート使用者用）

年 月 日

（宛先）

琵琶湖海区漁業調整委員会

郵便番号	〒			
住 所				
ふりがな				
氏 名				
年 齢				
電話番号				
E-mail				
R4-5 シーズン承認	あり	なし	(いずれかに○)	

下記のとおり琵琶湖において、引縄釣等を行いたいので申請します。

記

- 1 使用する船の形態（アまたはイを選択してください。複数選択可。友人等の船の場合はアを選択してください。）

ア 個人所有の船 出港予定港 ()

イ 貸船業者の船 利用される貸船業者名 ()

- 2 採捕計画

(1) 引縄釣等を行う予定の主な水域（記入例：竹生島周辺、姉川沖など）
()

(2) 引縄釣等を行う予定の月（遊漁期間）（該当の月に○、複数の月でも回答可。）

R5	R6					
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月

（事務局使用欄）記入しないでください。

受理日	整理番号	承認番号	備考

確 認 書

(プレジャーボート使用者用)

令和5年10月13日付け琵琶湖海区漁業調整委員会指示第3号による琵琶湖における「遊漁者による引縄釣（釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。）および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る。）」の承認にあたり、下記のことを確認いたします。

記

- 1 プレジャーボート使用者用手順概要の2に定めるいずれの承認基準も満たしています。
- 2 本委員会指示および関係法令等を順守します。
- 3 採捕したビワマスを販売しません。また、自ら経営する飲食店等で提供しません。
- 4 採捕したビワマスを自己で消費する目的以外で、水産加工業者、鮮魚店、飲食店、スーパー等流通業者、ホテル・旅館等に、無償であっても持ち込みません。
- 5 ビワマスの資源保護に十分に配慮します。
- 6 漁具をはじめ他の船舶、港湾・漁港などの施設および他者に損害を与えないようにします。
- 7 滋賀県水産課が行う監視業務に協力します。

上記のことに反した場合は、承認および章旗を返納します。

(宛先)

琵琶湖海区漁業調整委員会

年 月 日

住所

氏名（署名）

※記名と押印をもって署名に代えることができます